

(教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業)

「学びの DX 推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究」

## 公募要領

令和 5 年 7 月

文部科学省総合教育政策局

## 目次

1. 事業名	3
2. 目的	3
3. 事業内容	3
(1) 運営委員会の設置・運営	3
(2) ポータルサイトの構築	4
(3) 学習コンテンツの収集・整理・掲載	5
(4) ポータルサイト開設後の効果検証	6
4. ポータルサイト構築におけるセキュリティ要件等	6
5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項	10
6. 公募の対象	10
7. 事業期間等	10
8. 選定方法及び選定結果の通知	10
9. 公募説明会の開催	11
10. 企画提案書の提出等	11
(1) 提出書類	11
(2) 提出期限	11
(3) 提出方法	11
11. 誓約書の提出	12
12. 契約締結に関する取り決め	12
13. スケジュール	13
14. その他	13

(教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業)

「学びの DX 推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究」公募要領

## 1. 事業名

学びの DX 推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究

## 2. 目的

GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末の整備が行われ、デジタル技術を活用したこれまでとは異なる学びの姿が広がっている。そうした中で、学校現場が利用できるデジタル教材・学習コンテンツの充実を図ることが求められている。

そのため本事業では、文部科学省がコロナ禍で立ち上げた「子供の学び応援サイト」(以下、「現行サイト」という。)をもとに、学びの DX を推進するポータルサイトを再構築する。令和 5 年度においては、主に小学 3~4 年生程度の児童を対象に据え、子供たちが 1 人 1 台端末を活用し、自ら興味を持って、発展的な学習を行える環境提供の一役となるようなポータルサイトの構築を目指し、特に、機能面・デザイン面の充実を図る。加えて、地方公共団体や民間企業・団体等が作成・提供する既存の学習コンテンツの収集・掲載し、子供たちが「知ること・学ぶことは面白い」と感じられるような情報提供を目指すとともに構築したポータルサイトの利用状況等について効果検証を行い、次年度以降の改善につなげる。

これらの取り組みをもって、1 人 1 台端末をはじめとするデジタル技術を活用した学びの充実を目指す。

## 3. 事業内容

本事業においては、(1) 運営委員会の設置・運営 (2) ポータルサイトの構築、(3) 学習コンテンツの収集・整理・掲載、(4) サイト開設後の効果検証に取り組む。詳細は以下のとおり。なお、企画提案にあたっては、文部科学省が令和 5 年 3 月に実施したモニター調査の結果 (別添資料: 学習支援ポータルサイト (子供の学び応援サイト) 調査報告及びリニューアルの方向性について) も踏まえること。

### (1) 運営委員会の設置・運営

ポータルサイトの効果的な構築・運用に向けて、有識者からの専門的な知見を得るため、運営委員会を設置する。有識者は委託先において提案し、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課職員 (以下「担当者」という。) と十分に協議の上、決定すること。

以下、(2) ~ (4) の実施にあたっては、運営委員会の意見を踏まえること。

#### 【協議事項例】

- ポータルサイトに掲載すべき情報・学習コンテンツについて  
(掲載・削除規定の作成、掲載する学習コンテンツの選定 など)

- 利用者からの情報収集
- 効果的な情報発信、広報
- サイトの効果検証
- 令和6年度以降の運営への提案（広報、学習 e ポータルとの連携に向けて） 等

## （２）ポータルサイトの構築

本事業で構築するポータルサイトは、子供たちがタブレット端末等を用いて、学校や家庭で自ら楽しく面白く学べる学習コンテンツを提供する WEB ページを想定している。国、地方公共団体、民間企業等が作成している様々な学習コンテンツを収集・掲載し、子供たちが自ら興味を持って、発展的な学習を行える環境を提供するとともに、1人1台端末の活用促進を図る。また、子供たちが「知ること・学ぶことは面白い」と感じられるような WEB ページとなっていくことが期待される。

ポータルサイトの構築にあたっては、主に小学3～4年生程度の児童が使いやすいデザイン、機能を備えた構成とすること。なお、保護者や教員をはじめとした一般の方をターゲットとしたサイト構成も併せて展開すべき等の提案がある場合は、当該ターゲットにとって適切なサイト構成を提案すること。

想定されるポータルサイトの最低限の仕様や機能の内容は、以下のとおりであるが、企画提案においては、より魅力的かつ使いやすい形で学習コンテンツを提供できる構成・機能等の提案をすること。

※ サイト構築時のセキュリティ要件は、「4. ポータルサイト構築におけるセキュリティ要件等」に記載するので、併せて確認すること。

### ① ポータルサイトの名称、通称及びロゴマーク等の作成

- ・サイトコンセプトを反映し、利用者に親しみを持ってもらえるようなサイト名称、通称、ロゴマーク及びバナー画像等を提案すること
- ・なお、ポータルサイトの名称、通称及びロゴマーク等の最終決定は、文部科学省と協議し決定すること

### ② ポータルサイトの構築

- ・主に小学生3～4年生が自分で操作できる使いやすさ、興味を引く内容及びデザインであること
- ・キーワードやカテゴリ選択による検索機能や、関連コンテンツの提案機能を具備すること
- ・問い合わせフォーム等、利用者がサイトに対する質問やコメントを送信できる機能を具備すること
- ・将来的には、掲載する学習コンテンツを広く募集することも見据え、学習コンテンツの掲載申請用テンプレートや承認機能を具備すること

- ・スマートフォンやタブレットでも閲覧可能な仕様とすること

③ 公式 LINE アカウントのリッチメニューデザイン作成

- ・構築するポータルサイトの構造に合わせて、公式 LINE アカウントのリッチメニューデザインも作成すること

**(3) 学習コンテンツの収集・整理・掲載**

3. (1) で設置する運営委員会の意見を踏まえて、以下を実施すること。ポータルサイトに掲載する学習コンテンツについて、掲載・削除規定を定めるとともに、それらに合致する学習コンテンツを収集、整理し、掲載すること。なお、掲載する学習コンテンツは、事実や法令及び公序良俗に反するものでないこと、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりしないこと、その他、子供の心身の健康や安全及び健全な情報の育成について、必要な配慮を欠いていないものであること。

学習コンテンツの収集・整理・掲載に関する具体的な方法等は、企画提案書に記載すること。また、現行サイト(※)に掲載している学習コンテンツは、原則として、新サイトへ移行することとするため、情報整理を行うこと。

※現行サイト：子供の学び応援サイト～学習コンテンツポータルサイト～

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

① ポータルサイトへの学習コンテンツ掲載及び削除規定の作成

- ・運営委員会にて、掲載及び削除に関する規定を検討協議し作成すること
- ・原則として、掲載する学習コンテンツは無償であることを基準に設定すること
- ・民間企業等が作成しているコンテンツを広く集められる基準であること

② 現行サイト内の情報整理

- ・現行サイトに掲載している学習コンテンツについて、情報整理を行い、構築するポータルサイトへ情報を移行すること

③ 新規に掲載する学習コンテンツの収集

- ・以下の要件を満たすとともに、上記①で作成する掲載・削除規定に照らして適切で、子供が面白く学べる学習コンテンツを収集すること

<掲載する学習コンテンツの要件>

内容及び趣旨が、以下のいずれかを満たしているものであること

- 教科等の学習に資するもの
- 総合的な学習の時間や夏休みの自由研究などの場面で活用できるもの
- その他、子供の学びに資するもの

- ・収集方法については、以下のような方法が想定される

＜収集方法＞

- 文部科学省のほか、各府省庁等が提供している学習コンテンツを収集
- 地方公共団体等の公的機関が提供している学習コンテンツを収集
- 民間企業等が提供している子供向け学習コンテンツを収集
- 上記のほか、有効なコンテンツ収集方法があれば、企画提案すること

#### （４）ポータルサイト開設後の効果検証

事業実施期間内にポータルサイトを開設するとともに、3.（1）で設置する運営委員会の意見を踏まえて、開設後は利用者のログ解析や利用者へのヒアリング調査等による効果検証を行うこと。効果検証においては、令和6年度以降の改善等に資する内容が得られるような調査を行ない、報告書としてまとめ納品すること。

#### 4. ポータルサイト構築におけるセキュリティ要件等

ポータルサイト構築にあたっては、以下及び関連の文書を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールについて遵守すること。

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」
- ・「文部科学省情報セキュリティポリシー」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）」
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
- ・セキュア・プログラミング講座 Web アプリケーション編（IPA）
- ・日本語版 Web サイトガイド
- ・政策目的別 Web サイトガイド

以下にセキュリティ等の要件について、想定し得る内容を記載するが、今後、事業の進捗やセキュリティ上の観点等から、変更の可能性がある。これらについては都度、個別に委託者と協議のうえ詳細要件の了解を得たうえで、構築、運用保守等を実施すること。

#### 【ドメイン、その他要件】

- ① ウェブサイト構築に当たっては、以下の最新版の資料を必要に応じて参照し、ウェブサイト内検索・グローバルナビゲーション・カールセル等の機能を備えるなど、利用者が活用しやすい機能及びデザインの工夫を施すこと。なお、構築、移行に必要なデータや情報は、委託者あるいは委託者が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。
- ② 本 WEB ページは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できること。また、スマートフォンに適したレスポンシブデザイン対応をしていること。
- ③ ユーザーの閲覧環境について OS 及びブラウザ環境については以下の要件を満たすこと。

なお、毎月末に最新バージョンによる動作確認を行い、アプリケーションの推奨動作環境を維持すること。

	Edge	Firefox	Chrome	Safari
Windows 10 以降	○	○	○	
Mac OS 13.4 以降				○
iOS 16.5 以降				○
Android 13 以降			○	

### 【セキュリティ要件】

#### 1) クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、ガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点より、ISMAP に登録されたものを原則として選定すること。

#### 2) セキュリティ要件

- ① Web Application Firewall (WAF) を設置してウェブサイトへの攻撃に対する防御を行い、WAF のシグネチャは随時速やかに更新を行うこと。(また、WAF を導入できない場合は、導入時及び定期的にセキュリティ診断を行ったうえで、脆弱性の対策を行うこと。)
- ② クラウドサービス利用のための接続元を制限する機能を提供すること。
- ③ 公開サーバとなる Web/AP サーバは FW を設置し、DMZ 領域に設置すること。
- ④ ウェブサイトと利用者端末の通信は、TLS1.2 以上によって暗号化され、盗聴、情報窃取等の行為を防止するようにすること。
- ⑤ ウェブサイトのシステムフォルダやシステムファイルに適切なパーミッションを設定するとともに、ディレクトリインデックスの表示を禁止する等、不正アクセスや非公開情報の意図せぬ公開等を防止すること。
- ⑥ ソフトウェアバージョン情報等、攻撃者に利する不要な情報の公開や通知は行わないこと。
- ⑦ OS やミドルウェア、アプリケーションのインストール時に標準で作成されるアカウントやテスト用アカウント等、不要なアカウントは削除すること。また、Web サイトを構築、運用するサーバにおいて、不要なサービスやポートを停止すること。
- ⑧ 脆弱性が判明し、修正プログラムが提供されていないソフトウェアは採用しないこと。
- ⑨ OS やミドルウェア、アプリケーション等は常に最新のバージョンを適用すること。
- ⑩ システムの認証ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑪ システムの操作ログを取得のうえ 1 年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。

- ⑫ Web サイトにおけるアクセスログを取得のうえ1年以上証跡を保存し、委託者の求めに応じて提供すること。
- ⑬ 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し契約期間の間保管すること。また、契約期間満了時、担当者に提出すること。
- ⑭ ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。
- ⑮ 管理運用環境へ接続する端末を限定し、PKI や IP アドレス等による接続制限をすること。また、管理者用の作業アカウントについては、必要最低限の権限設定とすること。
- ⑯ パスワードを用いた認証を行う場合は、複数の文字種を組み合わせつつ一定数以上の文字数にする等、推測が困難な値を設定すること。なお、多要素認証が利用可能な場合は、多要素認証を利用すること。
- ⑰ 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- ⑱ サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能が組み込まれることがないように開発すること。
- ⑲ 機器等の製造工程において、府省庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- ⑳ 開発したシステムに対する脆弱性診断を実施し、リスクの高い脆弱性が発見された場合は改修を行って再度脆弱性診断を実施すること。脆弱性診断の結果については、脆弱性診断結果報告書に取りまとめ報告し、委託者の了承を得ること。
- ㉑ 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を備えること。
- ㉒ 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- ㉓ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
- ㉔ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として 48 時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
- ㉕ 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。



- ②⑥ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- ②⑦ 情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- ②⑧ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- ②⑨ 情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。  
また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

### 3) 運用、その他要件

- ① クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前（サービス廃止等の最短1ヶ月前。）に担当部署へ通知すること。
- ② クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された委託者のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に開発事業者から書面で報告すること。
- ③ クラウドサービス上で稼働するサーバにおけるアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は開発事業者より提供すること。また、必要なログについて開発事業者が取得できない場合には開発事業者からクラウドサービス事業者へ依頼のうえ、文部科学省に提示すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- ④ インターネット回線とクラウド基盤との接続点の不正接続を監視すること。
- ⑤ クラウドサービス及びクラウドサービス上で稼働する開発環境における脆弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- ⑥ クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切り替え等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標（RPO）等の指標を提示し、委託者に承認を得ること。（なお、文部科学省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。）
- ⑦ クラウドサービス上で取り扱う情報について、完全性を確保するためのアクセス制御、

暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。

- ⑧ 委託者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に回収、移行、及び抹消できること。
- ⑨ 本業務において、委託者に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- ⑩ 委託者に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、委託者において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に扱うため、クラウドサービスプロバイダ自ら、当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。
- ⑪ 本 Web サイトを構築、運用するサーバには、改ざん検知機能及びウイルス対策ソフトウェアを導入していること。
- ⑫ その他要件
  - ・係争の際には、国内法が適用されること。また、係争の際の所管裁判所は東京地方裁判所とする。
  - ・セキュリティインシデント発生時に、クラウドサービスプロバイダから利用者へ、原因分析及び報告があること。

## 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等からの取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 6. 公募の対象

公募の対象は、法人格を有する団体とする。

## 7. 事業期間等

事業期間：委託を受けた日から令和6年3月31日までとする。

事業規模：1件程度／1件あたり24,607千円程度

※採択件数は現時点の予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

## 8. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。選定終了後、すべての申請者に対して選定結果を通知する。

## 9. 公募説明会の開催

- 開催日時：令和5年7月19日（水）11時00分
- 開催場所：オンライン開催

説明会参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合は、以下の宛先に E-mail にて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入のうえ申請すること（申請締切：令和5年7月18日（火）12時）。公募説明会の開催前日までに、文部科学省からオンライン会議の URL 等をメールにて通知する。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

【事前登録宛先】min-edu@mext.go.jp

## 10. 企画提案書の提出等

### （1）提出書類

- ①企画提案書
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③誓約書
- ④委託事業の一部を再委託する場合には「再委託について」（別紙）
- ⑤本件に関する事務連絡先（様式は任意）

### （2）提出期限

**令和5年8月4日（金曜日）13時必着**

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

### （3）提出方法

申請者は、企画提案資料一式を、提出期限までに下記【提出先 URL】のリンク先に提出するとともに、ファイルの提出時に下記【本件担当】宛てに電子メールにて、提出した旨を連絡すること。

文部科学省は、申請者からの提出連絡を受信後、翌営業日中に受領通知を電子メールで返信するので、必ず確認すること。申請者は、提出メールを送信した日以降、2営業日以内に受領通知が届かない場合は、すぐに下記担当へ電話連絡すること。

なお、郵送・持参・FAXによる企画提案書等の提出は受け付けないが、リンク先への提出が困難な場合には、下記担当へ相談すること。

※送信メールの件名は、「【企画書提出】（法人名）学びのDX推進に向けた学習コンテンツ充実・活用促進実践研究」とすること。

※また、必要に応じて、提出されたファイルの再提出を求める場合があるため、申請者は

必ず同一内容の電子ファイルを保存すること。

**【提出先 URL】**

<https://mext.ent.box.com/f/dfa279c49eed4661be360285d57aca2f>

**【本件担当】**

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課（担当：前原）

電話：03-5253-4111（内線 2092）

E-mail：[min-edu@mext.go.jp](mailto:min-edu@mext.go.jp)

## 1 1. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）については、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

## 1 2. 契約締結に関する取り決め

### (1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないので、その点を承知しておくこと。

### (2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。

また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

### 13. スケジュール

- (1) 審査：令和5年8月上旬ごろ
- (2) 採択決定：令和5年8月下旬ごろ
- (3) 契約締結：令和5年8月末ごろ

### 14. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果に関わらず、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 事業の提案にあたっては、サプライチェーン・リスクに対応するなど、サイバーセキュリティ上の悪影響の軽減に十分配慮すること。
- (9) 審査終了後、ただちに採択者との契約に向けた手続きに入る。速やかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託費に係るものを含む）の積算根拠資料  
（人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費算定根拠資料など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）